

「まちづくり」と「産業再生」計画検討会設置要綱

(会の設立)

第1条 本会は地域再生法に基づき、平成18年7月3日付地域再生計画認定第5号にて認定された豊中市の地域再生計画を支援するため編成される特定地域プロジェクトチームの設置を受けて設立する。

(会の名称)

第2条 本会の名称は、大阪国際空港周辺地域における移転跡地の有効活用による「まちづくり」と「産業再生」計画検討会（以下「検討会」という。）とし、略称を「まちづくり」と「産業再生」計画検討会とする。

(会の主旨)

第3条 検討会は、地域再生法に基づき編成された特定地域プロジェクトチームの支援により、豊中市の地域再生計画の実現を目的とする。

その内容は、地域再生計画に定める「まちづくり」と「産業再生」を礎とし、豊中市の地域再生を図ることを目標として、まちの活性化を推進するため、市街地に散在し蚕食状態にある移転跡地及び周辺低未利用地を含む土地の有効活用を図るものとする。

(会の構成並びに委員)

第4条 検討会の構成は次のとおりとする。

特定地域プロジェクトチーム

・本省

○国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港業務課

・関係省庁 地方支分部局

○国土交通省 大阪航空局 空港部 環境・地域振興課

○国土交通省 大阪航空局 空港部 補償課

○国土交通省 大阪航空局 総務部 管財調達課

○国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所総務部 環境・地域振興課

○国土交通省 近畿地方整備局 企画部 企画課

○財務省 近畿財務局 管財部 管財総括第2課

○財務省 近畿財務局 管財部 第1統括国有財産管理官

・国以外の関係機関

○大阪府 政策企画部 広域調整室 空港課

○豊中市 都市経営部 経営計画課

財務部 固定資産税課

都市計画推進部 都市計画課
都市計画推進部 都市整備課
都市計画推進部 開発審査課
都市活力部 産業振興課
都市活力部 空港課

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、豊中市都市活力部空港課に置き、事務局を統括する部の長を事務局長とする。

(会の運営)

第6条 検討会は、事務局長が調整のうえ招集する。
検討会に実務担当者会議を置き、必要に応じて事務局長の招集により開催する。

(会の検討項目)

第7条 検討会は、豊中市の目指すところの移転跡地を活用した地域再生計画を達成するため、移転跡地の有効活用を具体的な事業として実現する最良なる土地有効活用方策の策定に向けて、次の項目を検討する。

- (1) 豊中市の地域再生計画と国の行う移転跡地の管理処分があわせて達成できる包括的方策
- (2) 国の行う移転跡地の管理処分が迅速に行える移転跡地及び周辺低未利用地の包括的活用方策
- (3) 国の行う移転跡地の管理処分を地域再生計画に基づき地域住民の十分な理解のもと円滑に推進する方策

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項は、その都度、検討会にて協議し決定する。

附 則 この要綱は、平成18年9月1日より実施する。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日より実施する。

附 則 この要綱は、平成21年2月2日より実施する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日より実施する。

附 則 この要綱は、平成23年4月1日より実施する。

附 則 この要綱は、平成23年7月1日より実施する。

附 則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。

附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より実施する。

別表
「まちづくり」と「産業再生」計画検討会委員構成表

国土交通省	航空局 航空ネットワーク部 空港業務課	総括課長補佐
	航空局 航空ネットワーク部 空港業務課	専門官
	大阪航空局 空港部 環境・地域振興課	課長
	大阪航空局 空港部 補償課	課長
	大阪航空局 総務部 管財調達課	課長
	大阪航空局 大阪空港事務所 総務部 環境・地域振興課	課長
	近畿地方整備局 企画部 企画課	課長
財務省	近畿財務局 管財部 管財総括第 2 課	課長
	近畿財務局 管財部 第 1 統括国有財産管理官	統括国有財産管理官
大阪府	政策企画部 広域調整室 空港課	課長
豊中市	都市経営部 経営計画課	課長
	財務部 固定資産税課	課長
	都市計画推進部 都市計画課	課長
	都市計画推進部 都市整備課	課長
	都市計画推進部 開発審査課	課長
	都市活力部 産業振興課	課長
事務局	都市活力部	部長 (事務局長)
	都市活力部 空港課	課長